



2025年度

歯学部

浦安キャンパス

パンフレット

明海大学 学生総合補償制度

〈傷害総合保険〉

明海大学の推奨する明海大学の学生のための
充実した補償内容です!

団体割引適用

5% OFF

(感染予防措置・
治療費用保険料を
除きます。)

1か月あたり

約**970円**※から
ご加入できます。

※UGプラン4年間
一時払いの場合

自転車事故対応



個人賠償責任限度額は

3億円

- ・示談交渉サービス付き(国内のみ)
- ・アルバイト、インターンシップ中の事故の補償



保護者が万が一
病気やケガで亡くなった場合
学資費用を補償!

携行品損害の補償!



ノートパソコン
携行時の破損や
盗難も補償

弁護士費用、
法律相談・
書類作成
費用の補償!



地震によるケガ・
食中毒・熱中症の
危険も補償!



学業中
のみならず、
日常生活も

24時間補償!

4月1日
補償開始
締切日

2025年3月31日(月)

なるべく入学手続きと同時に申し込みください。締切日を過ぎましてもご加入は可能です。申込手続きが完了した翌日午前0時より補償開始となります。

お申込は
WEBで!

1月6日
から申し込み可能
となります。

校門外やDM等で案内されている類似の補償制度は、明海大学と一切関係ありません。
ご加入の際は間違えなきようご注意ください。

大切なお子さまの安心のために…

明海大学学生総合補償制度がお役にたちます

特長

1

個人賠償責任補償は
自転車事故や**インターンシップ中の
損害賠償責任も補償**(有償型・無償型問わず)
さらに**保険金額3億円**の補償で安心。



個人賠償責任補償の対象となる賠償事故により損害賠償請求を受けた場合には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「**示談交渉サービス**」(日本国内にかぎります。詳しくはP.3の⑥を参照。)をご利用いただけます。

	日常生活	POINT		管理下中の受託品損害	記録情報損壊
		アルバイト中	インターンシップ中		
明海大学学生総合補償制度	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1
一般的な個人賠償責任保険	○	×	△ ※2	○ ※1	×

自転車保険 義務化条例に対応

自転車保険等への加入義務化の条例が千葉県、埼玉県、東京都などでも施行されております。明海大学学生総合補償制度の個人賠償責任補償は、自転車保険義務化条例に対応した補償内容となっております。

インターンシップ先や不動産会社より保険証券の提出を求められた場合

6月下旬から7月に送付される加入者証のコピーをご提出ください。お急ぎの場合は、WEB画面に表示される加入内容を印刷してご提出ください。

加入内容の
確認方法

保険料払込後、「お支払い手続き完了メール」が登録したメールアドレスに数日以内に届きます。
「お支払手続き完了メール」受信後からWEB画面上で確認することができます。

契約内容
確認ページ



特長

2

病気・ケガによる**学資費用**(授業料など)も補償

扶養者の方に万が一のことがあった場合、授業料などの学資費用を補償します。
(一部のプランは補償対象外です。)



明海大学独自の補償

特長

3

授業で使用する**ノートパソコン、 タブレット**端末携行時の**破損**や**盗難**も補償

授業で使用するノートパソコンやタブレット端末を自宅外において落として破損させたり、盗難にあった場合も、補償の対象となります。



※1 保険金お支払い対象外となる場合もございますので、具体的な補償内容については取扱代理店HPに掲載のあらましに記載の保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただくか、損保ジャパンまでご照会ください。

※2 有償のインターンシップは対象となりません。

補償内容の一覧

扶養者※1の方に万一のことがあった場合の補償

①ケガによる育英費用の補償

扶養者の方がケガにより、死亡・所定の重度後遺障害が生じた場合に保険金額の全額をお支払いします。

[SC・SF・UC・UFプラン]にご加入の方が補償されます。

②ケガによる学資費用の補償

扶養者の方がケガにより、死亡・所定の重度後遺障害が生じ、授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

[SB・SC・SE・SF・UB・UC・UE・UFプラン]にご加入の方が補償されます。

③病気による学資費用の補償

扶養者の方が、病気により亡くなり、授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

[SB・SC・SE・SF・UB・UC・UE・UFプラン]にご加入の方が補償されます。

- 保険期間開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。

実際にあった補償事例

大学1年生の3月に、扶養者である父親が突然の病気で亡くなったため、学生本人が2～6年生の授業料を大学へ支払った。



疾病学資費用保険金300万円(限度)

[SC・SFプラン]にご加入の場合

疾病学資費用保険金

1年につき300万円(限度)

2～6年生300万円×5年間

累計保険金支払額 約 **1,500万円**

学資費用保険金<ケガ>および疾病学資費用保険金<病気>は、扶養者が事故による死亡・所定の重度後遺障害または病気による死亡により扶養不能状態となり、その翌日以降に学生が授業料等を負担した場合にその実費をお支払いします。

お子さま本人の補償

④ケガの補償(国内外補償)

1日目から補償

24時間365日補償

お子さま本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

[全てのプラン]

※UGプランは死亡・後遺障害が生じた場合は対象外です。

- 学校でのケガ
- 日常生活でのケガ
- 交通事故によるケガ
- レジャー・スポーツ中のケガ

入院	1,000日限度
通院	事故発生の日から1,000日以内の90日限度

- 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象となりません。

⑤病気の補償(国内外補償)

1日目から補償

お子さま本人が病気により、入院・手術した場合に補償します。

[SB・SC・SE・SF・UB・UC・UE・UFプラン]

入院	180日限度
----	--------

- 保険期間開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、保険期間開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

実際にあった補償事例

学生本人が部活中に転倒し、骨折をした。2週間入院し、手術も行った。退院後、20日間通院した。



入院保険金日額4,000円タイプ

[UGプラン以外]にご加入の場合

入院保険金 入院日額(4,000円)×14日=5.6万円

手術保険金 入院日額(4,000円)×20倍(入院時)=8万円

通院保険金 通院日額(2,000円)×20日=4万円

保険金支払額 **17.6万円**

実際にあった補償事例

学生本人が腸閉塞になり、4週間入院し、手術も行った。



疾病入院保険金日額4,000円タイプ

[SB・SC・SE・SF・UB・UC・UE・UFプラン]にご加入の場合

疾病入院保険金 入院日額(4,000円)×28日=11.2万円

疾病手術保険金 入院日額(4,000円)×20倍(入院時)=8万円

保険金支払額 **19.2万円**

※1「扶養者」とはお子さま本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、お子さま本人の生計を支えている方をいいます。(扶養者はあらかじめ指定された1名となります。)

(注) 実際のお支払いはご加入の内容やケガまたは病気の状態により異なります。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「明海大学学生総合補償制度(傷害総合保険)のあらまし(契約概要のご説明)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

お子さま本人の補償

補償の対象者



被保険者ご本人
＝お子さま



同居の親族※
父・母・兄弟・祖父母など

※自宅外から通学する方は別居のご家族
(父母・兄弟姉妹など)は補償されません。

⑥賠償責任の補償(国内外補償)

自転車保険義務化条例に対応した補償

国内外問わず日常生活中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

[全てのプラン]

- 自転車による飲食物等のデリバリーサービス中に、他人とぶつかりケガをさせてしまった。※2
- 友人のノートパソコンやタブレット端末を落として破損してしまった。※2

- 情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。
- 受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。
- スポーツ中の事故においては、スポーツの性質上、ケガ等の事故の発生が想定されることから、相手への法律上の損害賠償が発生しない場合があります。損害賠償が発生した場合のみお支払い対象となります。

示談交渉
サービスをセット

賠償責任保険金のお支払い対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

もしもお子さまが法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

⑦弁護士費用の補償 法律相談・弁護士費用も補償します！

次の2つの法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

※被保険者(お子さま)ご本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

[全てのプラン]

①被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物と偽られて、偽物のブランド品を売りつけられた。
- 近所の飼い犬がこどもに襲いかかり、ケガをした。

②人格権侵害

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
 - ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
 - 電車で痴漢被害を受けた。
- (※)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

次のようなトラブルは保険金のお支払いの対象にはなりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

明海大学の
学生のための
安心サポート！

相談できる弁護士が
身近にいても安心！
「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

2つの保険金で気になる費用を しっかりサポートします。

1.弁護士費用保険金(国内補償※)

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

- 保険金額 (保険期間1年間につき) 通算100万円 限度
- お支払いする保険金の額 $\frac{1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用}{(100\% - \text{自己負担割合} 10\%)}$

2.法律相談・書類作成費用保険金(国内補償※)

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

- 保険金額 (保険期間1年間につき) 通算10万円 限度
- お支払いする保険金の額 $\frac{1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用}{\text{自己負担額(免責金額)} 1000円}$

※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

お支払事例(お子さま本人の法的トラブルの補償)

SNSに誹謗中傷する内容を書き込まれ精神的苦痛を受け弁護士に相談した。加害者側に誠意ある対応をしてもらえないため弁護士に委任。最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談・書類作成費用10万円(限度)、弁護士費用100万円(限度)タイプ
[全プラン] にご加入の方の補償事例
法律相談・書類作成にかかった費用1万円(限度)
弁護士等への委任・書類作成にかかった費用40万円(着手金15万円報酬金25万円)の場合

弁護士費用保険金 $40万円 \times (100\% - 10\%(\text{自己負担割合})) = 36万円$
法律相談・書類作成費用保険金 $1万円 - 1,000円(\text{自己負担額}) = 9,000円$

保険金支払額 **36.9万円**

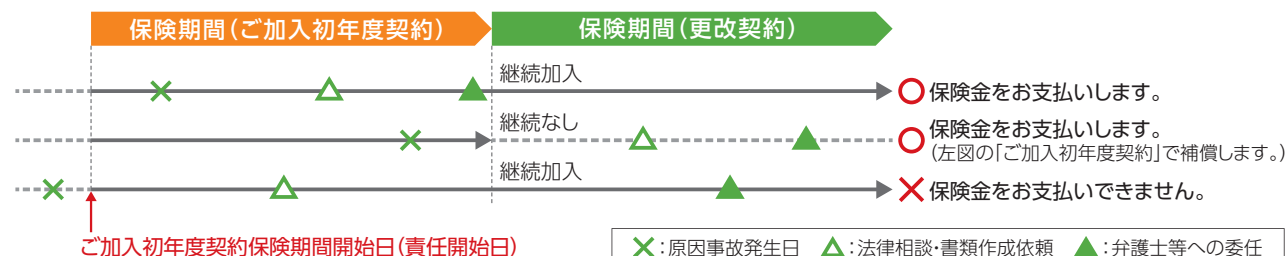
※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お子さま本人の補償

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。



⑧ 救援者費用の補償 (国内外補償)

お子さま本人が遭難などで行方不明になった場合に救援活動にかかった費用を補償します。

[UGプラン以外]

- お子さまが旅行中、事故で行方不明になり、ご家族が現地に向かうための交通費を負担した。

⑨ 携行品の補償 (国内外補償)

お子さま本人の身の回り品が自宅外において盗まれたり、偶然な事故により破損した場合に補償されます。

[UGプラン以外] (自己負担額3千円)

- お子さま本人のノートパソコンやタブレット端末を落として破損させてしまった。(携帯電話・スマートフォン等は補償の対象になりません。)
- 旅行中に誤ってカメラを落として壊してしまった。

⑩ 感染予防措置・治療費用の補償

歯学部プラン

臨床実習中の針刺し事故等により、学生に感染のおそれが生じた場合の予防措置にかかる費用、または感染のうえ発症した場合の治療に要する費用を補償します。

自宅外通学のお子さま^{※3}のための補償

⑪ 借家人賠償責任の補償 (国内のみ補償)

一人暮らしや下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

[SD・SE・SF・UD・UE・UFプラン]にご加入の方が補償されます。

- 下宿先のアパートで誤って火災を起こしてしまった。^{※2}

・「示談交渉サービス」の対象となりません。

⑫ 学生生活用動産の補償 (国内のみ補償)

一人暮らしをしているお子さまが所有している生活用動産が、火災・破裂・爆発、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

[SD・SE・SF・UD・UE・UFプラン]にご加入の方が補償されます。

- 下宿先のアパートで誤って火災を起こし家具を焼失した。

・風水災による損害はお支払い対象外です。風水災による補償を必要とされる方は、別途火災保険にご加入ください。

(注) 自己負担額は1回の事故につき、盗難の場合には10万円、火災、落雷、破裂、爆発の場合には0円、その他の事故の場合には1万円となります。

特約

⑬ 天災危険の補償 (国内外補償)

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

- 地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。
- ・上記事故により扶養者の方が死亡・重度後遺障害が生じた場合には学資費用をお支払いします。

⑭ 熱中症の補償 (国内外補償)

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

- クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れて通院した。

⑮ 食中毒の補償 (国内外補償)

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

- 食中毒になり入院した。

⑯ 特定の感染症の補償 (国内外補償)

O-157などの特定感染症^{※4}により、後遺障害が生じた場合、入院・通院した場合に補償します。^{※5}

※2 同様の事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

※3 自宅外通学のお子さまとは賃貸借契約を結んだマンション・アパートなどに住み、そこから学校に通学している学生をいいます。

※4 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年8月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

※5 新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。

保険期間と保険金額・払込金額表 歯学部用プラン



スマートフォン・タブレットで簡単申込！

ご加入をご希望の方は、二次元コードよりアクセスしてお申込みの手続きをお願いします。

保険開始日	保険満了日	保険期間
2025年4月1日 午前0時から	2031年4月1日 午後4時まで	6年
	2030年4月1日 午後4時まで	5年
	2029年4月1日 午後4時まで	4年
	2028年4月1日 午後4時まで	3年
	2027年4月1日 午後4時まで	2年
	2026年4月1日 午後4時まで	1年

※学業費用補償特約の支払対象期間は、各「満了日」前日の3月31日までとなります。

おすすめプランのPOINT

扶養者の方が病気により亡くなられた場合、ご卒業までの学資費用を補償できるのは、SB・SC・SE・SFプランのみです。

不動産会社などで「⑩借家人賠償責任」「⑫学生生活用動産」の補償に別途ご加入されている自宅外通学のお子さまは、自宅通学生生用プランからお選びください。

適用プラン			団体割引5%適用(感染予防措置・治療費用保険料には団体割引5%が適用されません)／職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約		左記補償に含まれる特約	
自宅外通学生生用プラン	自宅通学生生用プラン	扶養者の方に万一のことがあった場合の補償	① 育英費用<ケガ>	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に一時金をお支払いします。	⑬ 天災危険の補償 (天災危険補償特約)	⑬ 天災危険の補償 (天災危険補償特約)
			② 学資費用<ケガ>	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		⑭ 熱中症の補償 (熱中症危険補償特約)
			③ 疾病学資費用<病気>	扶養者の方が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		⑮ 食中毒の補償 (細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約)
		お子さま本人のケガの補償	④ 死亡・後遺障害 入院保険金日額 手術 通院保険金日額	お子さま本人がケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	⑯ 特定の感染症の補償 (特定感染症危険補償特約) ＊死亡・手術保険金は対象外	⑯ 特定の感染症の補償 (特定感染症危険補償特約) ＊死亡・手術保険金は対象外
				お子さま本人がケガで入院された場合にお支払いします。		
				お子さま本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		
		お子さま本人の病気の補償	⑤ 疾病入院保険金日額 疾病手術	お子さま本人が病気で入院された場合にお支払いします。		
				お子さま本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		
		お子さま本人の補償	⑥ 個人賠償責任	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に補償します。＊お子さまと同居のご家族も補償されます。		
			⑦ 弁護士相談費用	お子さま本人が法的トラブルにあった場合、弁護士等への委任または法律相談・書類作成費用を補償します。		
			⑧ 救済者費用	お子さま本人の遭難などで救済活動にかかった費用をお支払いします。		
			⑨ 携行品損害	お子さま本人の身の回り品が自宅外において盗まれたり、偶然な事故により破損した場合に補償されます。		
		自宅外通学のお子さま本人のための補償	⑩ 感染予防措置・治療費用の補償	臨床実習中の針刺し事故等により、学生に感染のおそれが生じた場合の予防措置にかかる費用、または感染のうえ発症した場合の治療に要する費用を補償します。		
			⑪ 借家人賠償責任	下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(自己負担額：なし)		
			⑫ 学生生活用動産	お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難などにより損害を受けた場合にお支払いします。		

※ お支払い金額は制度運営費600円を含みます。
制度運営費とは、この制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。
・「一」は補償されませんのでご注意ください。
・保険料は被保険者(保険の対象となる方：お子さま本人)の職種級別によって異なります。
記載の保険料は職種級別A級(学生など)の保険料です。お子さまが職種級別A級(事務職、営業職、販売職など)のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級^(注)のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(注)職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者など(告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。)
・「学資費用<ケガ>」と「疾病学資費用<病気>」による学資費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。感染予防措置・治療費用のお支払いにあたっては、臨床実習中の事故と感染の相当因果関係を証明する医師の診断書等の書類をご提出いただきます。また、お子さま本人の故意や事故後の対応等、お子さま本人の過失(責任)が認められる場合は、保険金を減額することがあります。
・保険料のうち、疾病保険特約については介護医療保険料控除の対象となります。(2024年8月現在)

プラン名について お申込みに使用するプラン名は、お支払い金額の上段に記載の名称をご使用ください。
(例)あんしんプラン(SCプラン)の6年間一時払をお申し込みの場合：SC60

新1年生	6年間一時払	SA60	SB60	SC60	SD60	SE60	SF60
		92,990円	304,360円	412,970円	114,350円	331,620円	440,230円
新2年生	5年間一時払	SA50	SB50	SC50	SD50	SE50	SF50
		82,650円	236,350円	315,790円	101,640円	260,580円	340,020円
新3年生	4年間一時払	SA40	SB40	SC40	SD40	SE40	SF40
		67,240円	170,480円	224,210円	82,660円	190,160円	243,890円
新4年生	3年間一時払	SA30	SB30	SC30	SD30	SE30	SF30
		51,830円	113,480円	145,940円	63,700円	128,630円	161,090円
新5年生	2年間一時払	SA20	SB20	SC20	SD20	SE20	SF20
		36,460円	66,470円	82,620円	44,770円	77,070円	93,220円
新6年生	1年間一時払	SA10	SB10	SC10	SD10	SE10	SF10
		21,050円	30,330円	35,620円	25,800円	36,390円	41,680円

保険期間と保険金額・払込金額表 浦安キャンパス用プラン

スマートフォン・
タブレットで簡単申込!

ご加入をご希望の方は、二次元コードより
アクセスしてお申込みの手続きをお願いします。

保険開始日	保険満了日	保険期間
2025年4月1日 午前0時から	2029年4月1日 午後4時まで	4年
	2028年4月1日 午後4時まで	3年
	2027年4月1日 午後4時まで	2年
	2026年4月1日 午後4時まで	1年

※学業費用補償特約の支払対象期間は、各「満了日」前日の3月31日までとなります。

おすすめプランのPOINT

扶養者の方が病気により亡くなられた場合、ご卒業までの学資費用を補償できるのは、UB・UC・UE・UFプランのみです。

不動産会社などで「⑩借家人賠償責任」「⑪学生生活用動産」の補償に別途ご加入されている自宅外通学のお子さまは、自宅通学生生用プランからお選びください。

けがの補償、加害トラブル・被害トラブルの補償に特化した、自転車等で通学する方向けのシンプル補償です。

適用プラン		【UGプラン以外】 団体割引5%適用/職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約		【UGプラン】 団体割引5%適用/職種級別A級・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約・後遺障害保険金不担保・死亡保険金不担保・手術保険金不担保		左記補償に含まれる特約		UA	UB	UC	UD	UE	UF	UG
						左記補償に含まれる特約		スマートプラン (日常生活リスクのみ補償)	ベーシックプラン	あんしんプラン	スマートプラン (日常生活リスクのみ補償)	ベーシックプラン	あんしんプラン	超シンプルプラン
自宅外通学生生用プラン	自宅通学生生用プラン	扶養者の方に万が一のことがあった場合の補償	① 育英費用〈ケガ〉	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に一時金をお支払いします。	⑬ 天災危険の補償 (天災危険補償特約)	—	—	150万円	—	—	150万円	—		
			② 学資費用〈ケガ〉	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		—	1年につき80万円(限度)	1年につき100万円(限度)	—	1年につき80万円(限度)	1年につき100万円(限度)	—		
			③ 疾病学資費用〈病気〉	扶養者の方が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		—								
	お子さま本人のケガの補償	④	死亡・後遺障害	お子さま本人がケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	⑬ 天災危険の補償 (天災危険補償特約) ⑭ 熱中症の補償 (熱中症危険補償特約) ⑮ 食中毒の補償 (細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約) ⑯ 特定の感染症の補償 (特定感染症危険補償特約) *死亡・手術保険金は対象外 *UGプラン以外	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	—		
			入院保険金日額	お子さま本人がケガで入院された場合にお支払いします。		4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	3,000円		
			手術	お子さま本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		〈入院中の手術〉 疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈 外来の手術 〉 疾病入院保険金日額の 5 倍(重大手術は40倍)								
			通院保険金日額	お子さま本人がケガで通院された場合にお支払いします。		2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
	お子さま本人の病気の補償	⑤	疾病入院保険金日額	お子さま本人が病気で入院された場合にお支払いします。	—	—	4,000円	4,000円	—	4,000円	4,000円	—		
			疾病手術	お子さま本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		—	〈入院中の手術〉 疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈 外来の手術 〉 疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—	〈入院中の手術〉 疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈 外来の手術 〉 疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—		
	お子さま本人の補償	⑥	個人賠償責任	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に補償します。 *お子さまと同居のご家族も補償されます。	3億円(限度) (記録情報限度額500万円)									
			弁護士相談費用	お子さま本人が法的トラブルにあった場合、弁護士等への委任または法律相談・書類作成費用を補償します。	弁護士費用保険金(自己負担割合10%) :通算100万円限度(1年につき) 法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円):通算10万円限度(1年につき)									
			⑧ 救済者費用	お子さま本人の遭難などで救済活動にかかった費用をお支払いします。	1年につき100万円(限度)	1年につき100万円(限度)	1年につき100万円(限度)	1年につき100万円(限度)	1年につき100万円(限度)	1年につき100万円(限度)	—			
			⑨ 携行品損害	お子さま本人の身の回り品が自宅外において盗まれたり、偶然な事故により破損した場合に補償されます。	15万円 (自己負担額:1事故につき3,000円)	15万円 (自己負担額:1事故につき3,000円)	30万円 (自己負担額:1事故につき3,000円)	15万円 (自己負担額:1事故につき3,000円)	15万円 (自己負担額:1事故につき3,000円)	30万円 (自己負担額:1事故につき3,000円)	—			
	自宅外通学のお子さま本人のための補償	⑪	借家人賠償責任	下宿をしているお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。(自己負担額:なし)	—	—	—	1,000万円(限度)	1,000万円(限度)	1,000万円(限度)	—			
⑫ 学生生活用動産			お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難などにより損害を受けた場合にお支払いします。	—	—	—	50万円(限度)	100万円(限度)	100万円(限度)	—				
※ お支払い金額は制度運営費600円を含みます。 制度運営費とは、この制度の運営上必要な費用(事務手数料費用等)に充当するための費用です。 ・「一」は補償されませんのでご注意ください。 ・保険料は被保険者(保険の対象となる方:お子さま本人)の職種級別によって異なります。 記載の保険料は職種級別A級(学生など)の保険料です。お子さまが職種級別A級(事務職、営業職、販売職など)のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級 ^(注) のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 (注)職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者など(告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。) ・「学資費用〈ケガ〉」と「疾病学資費用〈病気〉」による学資費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。 ・保険料のうち、疾病保険特約については介護医療保険料控除の対象となります。(2024年8月現在)					新1年生 4年間一時払		UA40	UB40	UC40	UD40	UE40	UF40	UG40	
					新2年生 3年間一時払		UA30	UB30	UC30	UD30	UE30	UF30	UG30	
					新3年生 2年間一時払		UA20	UB20	UC20	UD20	UE20	UF20	UG20	
					新4年生 1年間一時払		UA10	UB10	UC10	UD10	UE10	UF10	UG10	
					プラン名に		お申込みに使用するプラン名は、お支払い金額の上段に記載の名称をご使用ください。							

※ お支払い金額は制度運営費600円を含みます。
制度運営費とは、この制度の運営上必要な費用(事務手続費用等)に充当するための費用です。

- 「一」は補償されませんのでご注意ください。
- 保険料は被保険者(保険の対象となる方:お子さま本人)の職種級別によって異なります。
記載の保険料は職種級別A級(学生など)の保険料です。お子さまが職種級別A級(事務職、営業職、販売職など)のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級^(注)のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(注)職種級別B級…農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者など(告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。)
- 「学資費用<ケガ>」と「疾病学資費用<病気>」による学資費用は、保険年度ごとに合計して、学資費用保険金額を限度とします。
- 保険料のうち、疾病保険特約については介護医療保険料控除の対象となります。(2024年8月現在)

プラン名について
お申込みに使用するプラン名は、お支払い金額の上段に記載の名称をご使用ください。
(例)あんしんプラン(UCプラン)の4年間一時払をお申し込みの場合:UC40

ご加入手続きについて

スマートフォン・タブレット・
パソコンから簡単に申込できます！

2025年1月6日から申込可能となります。

あらかじめ、ご加入するタイプをP.5～P.8からお選びいただくとスムーズです。

※ご加入のお手続きはWEBサイトでのお手続きのみです。
申込用紙でのお手続きはできませんのでご了承ください。

①お申し込みのお手続き



「保険期間と保険金額・払込金額表」各ページの上段にある二次元コードを読み込んで、お申し込みください。

歯学部用プラン P.5

浦安キャンパス用プラン P.7



歯学部
<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/meikai6>
浦安キャンパス
<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/meikai4>
※必ずアドレスバーにURLを入力してください。



大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。お客さまの迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

ご登録画面

②お支払い



お申込のお手続きをいただくと、
ご入力いただいた住所に**1週間ほどで払込票が届きます。**

※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、失効となりますのでご注意ください。
※銀行振込による保険料の払込はできませんのでご了承ください。

お近くの**コンビニ**や**スマホ決済アプリ**を利用して所定の**保険料を払込ください。**保険料の払込にて、お手続きは完了となります。

Pay払いなら、時間・場所を選ばずに
ご利用が可能です!!

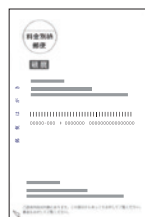
払込票のバーコードを読み取って、
自宅や職場で簡単にお支払いできます！

ご利用いただけるスマホ
決済アプリはこちら！



※決済の利用上限
金額は各事業社のHPをご確認ください。

払込票



掛金が30万円を超えるプランにご加入の場合は、郵便局のみでのお支払いとなります。

③払込後は



お支払い**手続き完了メール**が
登録したメールアドレスに**数日以内に届きます。**
加入者証はWEB画面で確認できます。

契約内容
確認ページ



アクセス推奨 環境について

スマートフォン(タブレット) iPhone/iPad OS:iOS11以降 ブラウザ:Safari Android OS:Android 6.0以降 ブラウザ:Chrome
パソコン Windows OS:Windows10以降 ブラウザ:Edge/Chrome/Firefox
Mac OS:Mac OS Sierra 10.12 ブラウザ:safari/Chrome

※iPhone/iPadのブラウザについて:ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

よくある質問

Q. 明海大学学生総合補償制度への加入は**強制**ですか？

A. あくまで**任意**です。補償内容をご確認いただいたうえでご加入ください。
P. 1 の制度の特長に記載のとおり、明海大学学生総合補償制度**独自の補償内容**もございますので是非ご加入をお勧めします。

Q. **自転車事故による賠償**も補償されますか？

A. はい。自転車による対人事故、対物事故は「**個人賠償責任の補償**」で補償されます。**示談交渉サービス**(日本国内において発生した事故に限ります。)がご利用いただけますのでご安心ください。自動車、バイクによる対人事故、対物事故は補償対象外です。

Q. **海外旅行中のケガや病気**も補償されますか？

A. 海外旅行中の**ケガや病気の入院も補償**されますが、海外での医療は高額となる場合が多く、併せて**海外旅行保険**に加入することをお勧めします。(海外旅行保険も当社で取り扱っています。)

万一、事故にあわれたら

電話による

事故のご連絡・保険金のご請求について

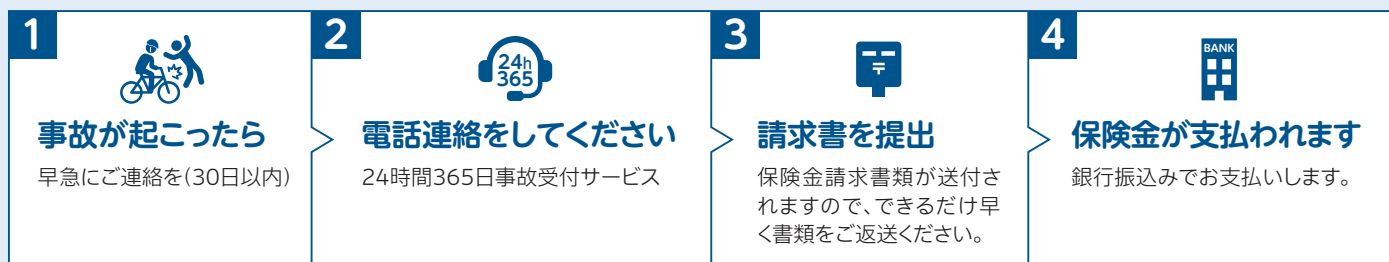
- 事故にあわれたときは、**早急にお近くの損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。**

損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間
24時間
365日

- 事故の発生の日から**30日以内**にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 賠償しなければならぬと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。
- あらかじめ**損保ジャパン**とご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



LINEによる

事故のご連絡・保険金のご請求について

LINEの
友だち追加は
こちらから



書類
不要!

STEP 1

右上の二次元コードを読み取って、**当社公式アカウントの友だち追加**を行ってください。



STEP 2

公式アカウントメニュー内の「**チャット受付**」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力してください。



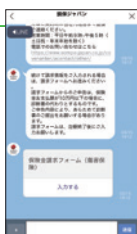
STEP 3

事故連絡完了後、**担当者からの連絡**をお待ちください。



STEP 4

LINEでの事故連絡後、**保険金請求フォーム**が自動送信されますので、「**入力する**」をタップしてください。
※担当者から送信する場合もあります。



STEP 5

保険金請求フォームでは、損害物の画像や修理見積り、入院情報などを**簡単に入力**することができます。



STEP 6

送信いただいた内容より、**保険金お支払額を算定し、チャット上で回答**いたします。



※受付内容によっては、お電話や書類のやりとりをお願いする場合がございますので、ご了承ください。

よくある質問

Q. 3月31日の申込締切日を過ぎてしまいました。
今からでも加入できますか？

A. はい。ご加入いただけます。中途加入の場合は、WEB画面上での申込手続きが完了した翌日午前0時より補償開始となりますのでご安心ください。

Q. 保険証券はいつ頃届きますか？

A. 保険証券ではなく**加入者証**を6月下旬から7月に送付しております。お急ぎの場合は、加入内容は、払込後に届く「お支払い手続き完了メール」受信後からWEB画面上で確認できます。インターネット先や不動産会社から保険証券の提出を求められた場合は加入者証のコピーまたは、WEB画面を印刷して提出してください。

Q. 控除証明書は発行されますか？

A. 加入者証に添付されており、控除証明書をご使用ください。保険料のうち、**疾病保険特約保険料のみ介護医療保険料控除の対象**(2024年8月現在)となります。



アンケートご協力をお願い

賠償責任保険の加入状況の確認および明海大学学生総合補償制度につきまして簡単なアンケートを実施しております。お手数ですが明海大学学生総合補償制度に加入・未加入にかかわらず二次元コードを読み取りご回答いただけますようお願い申し上げます。(ご回答所要時間3~4分程度)



ご契約後の
安心
サービス

明海大学学生総合補償制度にご加入いただくと
各種無料電話相談サービスがご利用いただけます!

傷害総合保険
付帯サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

- | | | |
|-----------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 1 健康・医療相談サービス | 2 介護関連相談サービス | 3 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス |
| 4 医療機関情報提供サービス | 5 専門医相談サービス (予約制) | 6 法律・税務・年金相談サービス (予約制・30分間) |
| 7 メンタルヘルス相談サービス | 8 メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス | |

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。 ※ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。 ※ご利用は日本国内からにかぎります。 ※ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。 ※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※ご利用いただく際は、WEB画面上の契約内容確認ページに記載の専用電話番号までご連絡ください。

被害事故・嫌がらせ相談窓口

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護士の中から」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5)弁護士費用に関する保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記事事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。事故サポートセンター:〈受付時間〉24時間365日 0120-727-110 (注6)ご利用いただく際は、WEB画面上の契約内容確認ページに記載の専用電話番号までご連絡ください。

トラブル発生 → 初期対応 → 弁護士などへ相談 → 弁護士などへ委任

被害事故・
嫌がらせ相談窓口

弁護士費用、
法律相談・書類作成費用の補償
弁護士紹介サービス

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808〈通話料有料〉

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

万一の事故のとき!
事故受付対応窓口
(保険金請求はこちら)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
※LINEで事故のご連絡と保険金のご請求も可能です。詳細はP.10をご確認ください。

事故サポートセンター

0120-727-110

24時間・365日 事故受付

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証の送付は、6月下旬から7月の予定です。お急ぎの場合は、WEB画面上で加入内容を確認することができます。[加入内容の確認方法] 保険料払込後、「お支払い手続き完了メール」が登録したメールアドレスに数日以内に届きます。「お支払い手続き完了メール」受信後からWEB画面上で確認することができます。

契約内容
確認ページ



補償内容・加入手続きに関してのご相談窓口

お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社ジャパンデンタル

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8

TEL: **03-3344-5333**

〈受付時間〉平日の午前9時30分から午後5時30分

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

南東京支店 法人支社

〒160-8338

東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル

TEL: 03-3349-6047

〈受付時間〉平日の午前9時から午後5時まで

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
※加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

明海大学学生総合補償制度(傷害総合保険)の あらまし(契約概要のご説明)

保険の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約等各種特約をセットしたものと賠償責任保険普通保険約款に施設所有管理者特約条項等をセットしたものです。
保険契約者	学校法人 明海大学
保険期間	2025年4月1日午前0時から指定 ^(※) 年経過後の4月1日午後4時まで ※1年間～6年間で選択していただきます。
申込締切日	2025年3月31日(月)
引受条件(保険金額等)、 保険料、保険料払込金額等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	学校法人明海大学の学生の皆さまを被保険者とし、保護者(または学生本人)を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。
被保険者	学校法人明海大学の学生(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎり、 ※施設所有管理者賠償責任保険の被保険者は明海大学となります。
扶養者	育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎり、 ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合(下宿学生等)は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者に限り、扶養者としてご指定できます。
お手続き方法	ご加入希望の方は2025年3月31日までにWEBで申し込みのうえ、ご自宅に郵送される払込票を使用して保険料をお振込みください。 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌日から契約期間経過後の4月1日午後4時までとなります。保険料は所定の方法にてお支払いください。
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
その他ご注意	保険契約開始時点のご加入人数により、保険料または保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返戻金・契約者配当金	この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償 傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額× 後遺障害の程度の応じた割合(4%～100%)	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および」補償特約】 特定感染症 ^(※) を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年8月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。			

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【お子さま本人の病気の補償】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償 疾病(病気)(国内外補償)	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※)「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
	疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 20(\text{倍})$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ 重大手術(※3) $\text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 40(\text{倍})$ (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤骨髄腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりず。 (2)骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金のうち、いずれか低い額を支払います。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【日常生活の賠償責任の補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 保険金 (賠償責任補償 条項の一部 変更に関する 特約セット) (国内外補償) 注1	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありせん。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度(情報機器などに記録された情報の損害については500万円を限度とします。) なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●漁具 ●不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任^(※1) ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※2)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ^(※3)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 ・受託品に生じた自然発火または自然爆発 など (※1)アルパイトおよびインターンシップを除きます。 (※2)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車^(※4)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※3)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※4)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
【施設賠所有 管理者賠償 責任保険】 感染予防措置・ 治療費用 (国内補償)	被保険者(学校法人明海大学)が教育課程の一環として行う臨床実習において、学生または生徒^(※)が急激、偶然かつ外来の事由により外傷を被ったことに起因して病原体がその体内に侵入し、または感染のおそれが生じたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(お支払いする保険金の額は、学生ご本人の過失(責任)等を勘案し、算出します。) (※)被保険者が運営する学校に所属する学生または生徒をいいます。	①故意による賠償責任 ②地震、噴火またはこれらによる津波による賠償責任 ③HIV感染による賠償責任 ④他人の財物の滅失、損傷または汚損による賠償責任 など
費用の補償 救援者費用 保険金 (国内外補償) 注1	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご加入者、被保険者またはその親族の方が負担した費用^(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度^(※2)とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅^(※3)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合^(※1)次のア.からオ.までの費用がお支払いの対象となります。 ア.捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ.交通費 救援者^(※4)の現地^(※5)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。). ウ.宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。). エ.移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移送費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きします。 オ.諸雑費 救援者の渡航手続費および看護または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。). (※2)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (※3)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。 (※4)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※5)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
物の損害の補償 携行品損害 (国内外補償) 注1	偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度^(※3)とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。) (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (※3)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。) およびこれらに類する物■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
学生生活用 動産 (国内のみ補償) 注2 自宅外通学生のみ	日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用動産^(※1)について損害が生じた場合、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額^(※3)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は各保険年度ごとにご契約金額が限度^(※4)となります。 (※1) 親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きます。 (※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (※3) 1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。 (自己負担額) 火災・落雷・破裂・爆発の場合：なし 盗難の場合：10万円 その他の場合：1万円 (※4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1) 建物外に持ち出している間も補償されます。 (注2) 次のものは生活用動産に含まれません。 ①通貨、手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ②定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずる物 ③稿本、設計書、図案、証書(公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。)、帳簿その他これらに準ずる物 ④貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに準ずる美術品 ⑤義歯、義肢その他これらに準ずる物 ⑥ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑦船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ⑧動物および植物 ⑨携帯電話・スマートフォン等の移動式通信機器およびこれらの付属品 ⑩コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ⑪ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色またはねずみ喰い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑧置き忘れ^(※)または紛失 ⑨修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
借家人賠償 責任保険金 (国内のみ補償) 注2	日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借戸室を損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※) 被保険者には以下の①または②のいずれかに該当するものを含みます。 ①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりません。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
育英費用 (国内外補償) 注1 注2	扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入手続き画面等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
特別費用 学業費用 (国内外補償) 注1 注2	扶養者^(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態^(※2)となった場合、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入手続き画面等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
疾病による 学業費用 注1 注2	扶養者^(※1)が、保険期間中に扶養不能状態^(※2)となり、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 疾病学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入手続き画面等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

(注1) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

【弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合								
弁護士費用 (注1) 弁護士費用 保険金 + 法律相談・書類 作成費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル ^(※1) について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 ^(※) 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同一の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。								
	1.被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取 ^(※2) にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。									
	2.人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。									
	<table><tr><th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr><tr><td rowspan="2">弁護士費用 保険金</td><td>弁護士等への委任^(※3)によりトラブルを解決するために要する報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。</td></tr><tr><td>弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%)</td></tr><tr><td rowspan="2">法律相談・ 書類作成 費用保険金</td><td>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用^(※3)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。</td></tr><tr><td>法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円</td></tr></table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用 保険金	弁護士等への委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。	弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%)	法律相談・ 書類作成 費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※3) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。	法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円	
	保険金種類	お支払いする保険金の額								
弁護士費用 保険金	弁護士等への委任 ^(※3) によりトラブルを解決するために要する報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。									
	弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%)									
法律相談・ 書類作成 費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※3) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。									
	法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円									
(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額										
(※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。										

【各トラブル固有の事由】 左記1に該当する場合 ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体美容または整形
--

(注1) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。 保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。

用語	用語の定義						
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。						
原因事故	<table border="1"> <tr> <th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr> <tr> <td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td></tr> <tr> <td>2.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時						
2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時						
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。						
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。						
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。 ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。						

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入手続き画面等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入手続き画面等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
 - ★学校の種類(疾病による学業費用補償特約をセットする場合)
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入手続き画面等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 加入手続き画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

*中途加入の場合は、受付日の翌日午前0時より保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。
事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

必要となる書類	用語の定義
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③ 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書、和解調書、審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でのご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でのご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべきその被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。
- (注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

！ もう一度ご確認ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | ☐ 保険期間 | ☐ 保険金額 |
| ☐ 保険料、保険料払込方法 | ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと | |

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- ☐ 加入手続き画面の「学校の種類」欄へ正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。